

議案第 23 号

所沢市非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

所沢市非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 20 日提出

所沢市長 小野塚 勝 俊

提案理由

新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種を行う嘱託医の規定を削るとともに、産業医への報酬の規定を追加するため、本案を提案するものである。

所沢市非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

所沢市非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和43年条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第2 嘱託医の項中

「精神保健に関すること。」	1回	36,000円
新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種に関すること。」	1回	43,000円

を

「精神保健に関すること。」1回 36,000円」に改め、同表嘱託歯科医の項の次に次のように加える。

産業医	日額	50,000円
-----	----	---------

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。